



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

統計法に基づく一般統計調査

秘



この調査票に記入された事項については、個別事業所の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。

### 平成26年就業形態の多様化に関する総合実態調査(事業所票)

所在地			調査票についての問い合わせ先  厚生労働省大臣官房統計情報部 雇用・賃金福祉統計課 雇用構造第一・第二係  東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館  03-5253-1111 内線(7612,7615,7627) (平日の月曜日～金曜日 9:30～18:15)		
事業所名					
都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号			
1	2	3			

※ 貴事業所の所在地・名称に誤りがある場合には、赤色ボールペン等で訂正してください。

(記入上の注意)

- (注)又は裏面の記入要領を参照して記入してください。
- この調査は**事業所を対象**としています。問1以外の質問は、貴事業所について記入してください。同一場所にある工場や店舗などを対象とし、他の場所にある支店や工場は含めません。
- 特に断りのない限り、**平成26年10月1日**現在の状況について記入してください。
- 調査票の記入は黒か青のボールペンで記入してください。
- 特に断りのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。  
ただし、回答欄が **1 2 3** のように網掛けとなっている場合は、設問に従って複数回答をお願いします。
- 数字を記入する場合は、**右詰め**で記入してください。(記入例 **4 5**)
- 平成26年10月15日(水)**までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。

(ふりがな)

記入者氏名	所属部署名	電話番号
		( ) - (内線)
主な事業の内容		

問1 貴事業所が属する**企業全体(本社・支社・営業所・工場等を含む)**の**常用労働者数(注1)**は何人ですか。

1,000人以上	500～999人	300～499人	100～299人	50～99人	30～49人	5～29人	官公営
1	2	3	4	5	6	7	8

(注1)常用労働者とは、下記の①～③のいずれかに該当する労働者のことです。

- 期間を定めずに雇われている者
- 1か月を超える期間を定めて雇われている者
- 日々雇われている者又は1か月以内の期間を定めて雇われている者であって、平成26年8月及び9月の各月に各々18日以上雇われた者  
なお、取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払を受けている者、事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払を受けている者又はパートタイム労働者は、上記①～③のいずれかに該当すれば、常用労働者です。

※派遣労働者

- 貴事業所が派遣元事業所の場合、他の企業等に派遣中の労働者でも上記①～③のいずれかに該当すれば**常用労働者に含めてください**。(登録しているだけで雇用契約のない者は含めません。)
- 貴事業所が派遣先事業所の場合、労働者派遣法に基づき、派遣元事業所から貴事業所に派遣されている者は**常用労働者に含めないでください**。

# 記入要領

問2(2)

## 注2 事業所の形態

同一事業所に工場と営業所など（本部、支部、売店等）がある場合には、主たる機能又はその総売上高の最も多いものを選択します。総売上高が同じ場合、又は総売上高で記入が困難な場合には従事する労働者数の最も多い部門を選択してください。

問2(3)

## 注3 労働者派遣事業

派遣元事業所が、雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、派遣先事業所の指揮命令を受けて、当該派遣先事業所のために労働に従事させることを業として行うことをいいます。

派遣元事業所とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づく厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出を行って、労働者派遣事業を行っている事業所をいいます。

派遣先事業所とは、派遣元事業所から労働者派遣の役務を受ける事業所をいいます。

問3

## 注4 労働者派遣事業を行っている場合

登録型（派遣元事業所に希望する職種などの条件等を登録しておき、仕事の依頼を受けたときだけ、派遣元事業所と雇用契約を結んで派遣先事業所で働く形態）の派遣労働者は労働者数に含めません。

常時雇用型（派遣元事業所と常時、雇用契約を結んでいる状態で派遣先事業所で働く形態）で派遣先事業所へ派遣している派遣労働者は労働者数に含めません。

問3(1)

## 注5 雇用期間の定め無し

特に雇用期間を設けずに雇われている労働者、定年までの場合を含めます。

## 注6 雇用期間の定め有り

1年契約、6か月契約など雇用期間を定めた労働契約により雇用されている労働者のことをいいます。

## 注7 一般労働者

常用労働者のうち、短時間労働者を除いた労働者（いわゆるフルタイム勤務の労働者）のことをいいます。

## 注8 短時間労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のことをいいます。

## 注9 臨時労働者

常用労働者に該当しない労働者（雇用契約の期間が日々又は1か月以内の労働者のうち、8月又は9月に雇われた日数がいずれかの月において17日以下である者）のことをいいます。

## 注10 派遣労働者（受け入れ）

「労働者派遣法」に基づき派遣元事業所から派遣されてきている労働者のことをいいます。

**ここからは貴事業所※の状況についてお答えください。※1頁(記入上の注意)2参照**

問2 貴事業所の状況についてお答えください。

(1) 問1で回答いただいた常用労働者数※のうち、貴事業所の常用労働者数は何人ですか。※1頁(注1)参照

				人
--	--	--	--	---

5

(2) 貴事業所の形態(注2)で該当するものを選んでください。

事務所	工場・作業所	研究所	営業所	店舗	その他
1	2	3	4	5	6

6

(3) 労働者派遣事業(注3)を行っていますか。

いる	いない
1	2

↓

平成26年10月1日現在、貴事業所から派遣している労働者は何人ですか。

				人
--	--	--	--	---

8

問3 貴事業所で就業している労働者数等についてお答えください。

平成26年10月1日現在、貴事業所で雇用する労働者及び貴事業所との契約により派遣元事業所から派遣された派遣労働者や他社から出向してきている労働者を含めてください。また、請負労働者は除いてください。

(貴事業所が労働者派遣事業を行っている場合は、派遣労働者として派遣している労働者については除いてください。(注4))

(1) 労働者を下記の各区分により分類して人数をそれぞれ記入してください。

		雇用期間の定め無し(注5)				雇用期間の定め有り(注6)						
一般労働者 (注7)	男				人				人	9~10		
	女				人				人			
短時間労働者 (注8)	男				人				人	11~12 13~14		
	女				人				人			
臨時労働者 (注9)	いる	1	→				男				人	17 18
	いない	2					女				人	
(派遣労働者 受け入れ) (注10)	いる	1	→				男				人	20 21
	いない	2					女				人	

# 記入要領

問3 (1)

		雇用期間の定め無し(注5)		雇用期間の定め有り(注6)	
一般労働者 (注7)	男		A		C
	女				
短時間労働者 (注8)	男		B		D
	女				
臨時労働者 (注9)	いる	1		男	E
	いない	2		女	
派遣労働者 (注10)	いる	1		男	F
	いない	2		女	

問3 (1) と (2) の労働者数の関係

$$A + B + C + D = a + b + c + d + e + h$$

$$E = f$$

$$F = g$$

(2)

		就業形態		労働者数	
正社員		A、Bのうち正社員として働いている者（短時間正社員を含む）	男	a	人
			女		人
出向社員		A～Dのうち他社から受け入れている出向社員	男	b	人
			女		人
契約社員 (専門職)		C、Dのうち特定職種に従事し、専門能力の発揮を目的として雇用契約期間を定めて雇用されている者	男	c	人
			女		人
嘱託社員 (再雇用者)		A～Dのうち定年退職者等を一定期間再雇用する目的で雇用されている者	男	d	人
			女		人
パートタイム労働者		B、Dのうち、フルタイム正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週間の所定労働日数が少ない者（b、c、dに該当する労働者を除く）	男	e	人
			女		人
臨時労働者		Eと同じ	男	f	人
			女		人
派遣労働者 (受け入れ)		Fと同じ	男	g	人
			女		人
その他		A、Cのうち正社員以外の労働者（a、b、c、dに該当する労働者を除く）	男	h	人
			女		人
正社員以外の労働者		うち、フルタイム正社員と1日の所定労働時間と1週の所定労働日数がほぼ同じで、「パート」などの名称で呼ばれる者	男		人
			女		人

問3 (2)

注11 正社員には、短時間正社員、育児・介護休業中の正社員も含めます。

短時間正社員とは、フルタイム正社員より一週間の所定労働時間（所定労働日数）が短い正社員のことをいいます。

注12 契約社員（専門職）

契約社員の定義における「特定職種」とは、例えば、科学研究者、機械・電気技術者、プログラマー、医師、薬剤師、デザイナーなどの専門職種をいいます。

定年退職者等の再雇用者であっても、「契約社員」の定義にあてはまる場合は「契約社員」としてください。

「臨時労働者」、「パートタイム労働者」、「その他」の労働者であっても、「契約社員」の定義にあてはまる場合は「契約社員」としてください。

注13 嘱託社員（再雇用者）

グループ企業の退職者を含みます。

「臨時労働者」、「パートタイム労働者」、「その他」の労働者であっても、「嘱託社員」の定義にあてはまる場合は「嘱託社員」としてください。

注14 パートタイム労働者

パートタイム労働者に該当するかどうかは、一定期間育児や介護等のため勤務時間を一時的に短縮している人（一定期間後、勤務時間が元に戻る場合）は本来の勤務時間で判断してください。

(2) 就業形態別、性別の内訳の人数を下記の区分により分類し、記入してください。

就業形態		労働者数				
a 正社員	雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、他企業への出向者などを除いたいわゆる正社員(注11)	男			人	23
		女			人	24
b 出向社員	他企業より出向契約に基づき出向してきている者(出向元に籍を置いているかどうかは問わない)	男			人	25
		女			人	26
c 契約社員(専門職)(注12)	特定職種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者(以下、「契約社員」といいます。)	男			人	27
		女			人	28
d 嘱託社員(再雇用者)(注13)	定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する者(以下、「嘱託社員」といいます。)	男			人	29
		女			人	30
e パートタイム労働者(注14)	常用労働者のうち、フルタイム正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週間の所定労働日数が少ない者	男			人	31
		女			人	32
f 臨時労働者	常用労働者に該当しない労働者(雇用契約期間が日々又は1か月以内の労働者のうち、8月又は9月に雇われた日数がいずれかの月において17日以下である者)	男	問3(1)の臨時労働者に同じ(記入不要)			人
		女				人
g 派遣労働者(受け入れ)	「労働者派遣法」に基づき派遣元事業所から派遣されてきている労働者	男	問3(1)の派遣労働者に同じ(記入不要)			人
		女				人
h その他	上記以外の労働者	男			人	33
		女			人	34
	うち、フルタイム正社員と1日の所定労働時間と1週の所定労働日数がほぼ同じで、「パート」などの名称で呼ばれる者	男			人	35
		女			人	36

※ 厚生労働省記入欄 (この欄の記入は不要です。)

	a	b	c	d	e	f	g	h
	正社員	出向社員	契約社員	嘱託社員	パートタイム労働者	臨時労働者	派遣労働者	その他
①対象労働者数								
②抽出率	1/	1/	1/	1/	1/	1/	1/	1/
③抽出労働者数(四捨五入)								
④調査対象労働者数(③又は上限5人(ただし、a正社員は上限3人))								

37 38 39 40 41 42 43 44

# 記入要領

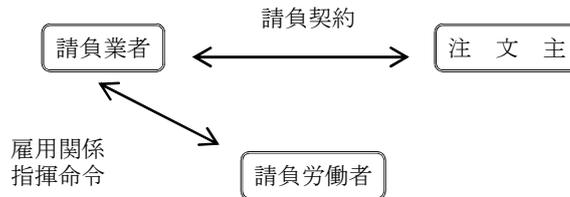
問4

## 注15 請負労働者

請負業者と雇用関係があり、請負業者から指揮命令を受けて就業する関係にあるが、注文主から指揮命令を受ける関係にない労働者です。本調査では貴事業所と雇用関係及び指揮命令関係はないが、貴事業所と同一場所にある敷地や社屋・構内等で就業しているすべての労働者をいいます。

例えば、警備、電話交換、清掃、給食受託業務に従事する者も該当すれば請負労働者になり、また、建物の修繕のために事業所内にいる労働者も該当すれば請負労働者になります。

ただし、請負契約を履行するためであっても、荷物の配送・集荷のように、一時的に貴事業所内に立ち寄った労働者は含めません。



問4 (2)

## 注16 物の製造

物の熔融、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務をいいます。物の製造を行っている請負労働者とは上記の作業に携わる労働者をいいます。

SAMPLE



## 記入要領

問6

**注17 賃金**

基本給の他、通勤手当、時間外手当等の諸手当を含めたものをいいます。

**注18 賃金以外の労務コスト**

健康保険等の事業主負担額、教育訓練・福利厚生関係等の費用をいいます。

SAMPLE

**問3(2)で労働者数の記入のある就業形態ごとにお答えください。**

問6 正社員以外の労働者を活用する理由は何ですか。

該当するものを**すべて**選んでください。

	出向社員	契約社員	嘱託社員	パートタイム労働者	臨時労働者	派遣労働者	その他
正社員を確保できないため	01	01	01	01	01	01	01
正社員を重要業務に特化させるため	02	02	02	02	02	02	02
専門的業務に対応するため	03	03	03	03	03	03	03
即戦力・能力のある人材を確保するため	04	04	04	04	04	04	04
景気変動に応じて雇用量を調節するため	05	05	05	05	05	05	05
長い営業（操業）時間に対応するため	06	06	06	06	06	06	06
1日、週の中の仕事の繁忙に対応するため	07	07	07	07	07	07	07
臨時・季節的業務量の変化に対応するため	08	08	08	08	08	08	08
賃金（注17）の節約のため	09	09	09	09	09	09	09
賃金以外の労務コスト（注18）の節約のため	10	10	10	10	10	10	10
高年齢者の再雇用対策のため	11	11	11	11	11	11	11
育児・介護休業の代替のため	12	12	12	12	12	12	12
その他	13	13	13	13	13	13	13

54 55 56 57 58 59 60

**問3(2)で労働者数の記入のある就業形態ごとにお答えください。**

問7 正社員以外の労働者の活用上の問題点は何ですか。

該当するものを**すべて**選んでください。

	出向社員	契約社員	嘱託社員	パートタイム労働者	臨時労働者	派遣労働者	その他
良質な人材の確保	01	01	01	01	01	01	01
定着性	02	02	02	02	02	02	02
仕事に対する責任感	03	03	03	03	03	03	03
時間外労働への対応	04	04	04	04	04	04	04
仕事に対する向上意欲	05	05	05	05	05	05	05
業務処理能力	06	06	06	06	06	06	06
正社員との職務分担	07	07	07	07	07	07	07
チームワーク	08	08	08	08	08	08	08
正社員との人間関係	09	09	09	09	09	09	09
その他	10	10	10	10	10	10	10

61 62 63 64 65 66 67

上記で「その他」と回答した就業形態については、その具体的内容を記載してください。

	具体的内容
出向社員	
契約社員	
嘱託社員	
パートタイム労働者	
臨時労働者	
派遣労働者	
その他	

# 記入要領

問8

## 注19 社内教育訓練

会社を通じて受講する教育訓練で、計画的OJT及びOFF-JTのことをいいます（実施場所は会社の内外を問いません。）。

計画的OJTとは、日常の業務に就きながら行われる教育訓練で、訓練の対象者、教育担当者、期間及び内容を具体的に定め、計画的に実施するものをいいます。

OFF-JTとは、業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいいます。

## 注20 短時間正社員

フルタイム正社員より一週間の所定労働時間（所定労働日数）が短い正社員のことをいいます。短時間正社員への転換制度には、大きく分けると、下記の3つのパターンがあります。

- ① フルタイム正社員が地域活動、自己啓発その他の何らかの理由により短時間・短日勤務を一定期間行う場合（ただし、育児・介護のみを理由とする短時間・短日勤務は除く）
- ② 正社員の一部が所定労働時間を恒常的、又は期間を定めずに短くして働く場合
- ③ 正社員でないパートタイム労働者などが、短時間勤務の正社員になる場合

SAMPLE

**問3(2)で労働者数の記入のある就業形態ごとにお答えください。**

問8 貴事業所で就業形態別に適用される制度はどれですか。

該当するものを**すべて**選んでください。

ただし、「フルタイム正社員への転換制度」及び「短時間正社員への転換制度」については、制度がなくても実態としてある場合も含めます。

	正社員	出向社員	契約社員	嘱託社員	パートタイム労働者	臨時労働者	派遣労働者
雇用保険	/	01	01	01	01	01	/
健康保険	/	02	02	02	02	02	/
厚生年金	/	03	03	03	03	03	/
企業年金	04	04	04	04	04	04	/
退職金制度	05	05	05	05	05	05	/
財形制度	06	06	06	06	06	06	/
賞与支給制度	07	07	07	07	07	07	/
福利厚生施設等の利用	08	08	08	08	08	08	08
社内教育訓練（注19）	09	09	09	09	09	09	09
自己啓発援助制度	10	10	10	10	10	10	10
昇進・昇格	11	11	11	11	11	11	/
フルタイム正社員への転換制度	/	/	12	12	12	12	/
短時間正社員（注20）への転換制度 （育児・介護のみを理由とするものを除く。）	13	/	13	13	13	13	/
	68	69	70	71	72	73	74

これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

平成26年10月15日(水)までに、同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函ください。